

三次市教育委員会告示第 2 1 号

三次市立小中学校の管理及び学校教育法の実施に関する規則の実施のために必要な手続書類の様式の一部を改正する告示を次のように定める。

平成 2 3 年 1 1 月 2 2 日

三次市教育委員会
委員長 沖 田 稔

三次市立小中学校の管理及び学校教育法の実施に関する規則の実施のために必要な手続書類の様式の一部を改正する告示

三次市立小中学校の管理及び学校教育法の実施に関する規則の実施のために必要な手続書類の様式（平成 1 6 年三次市教育委員会告示第 2 号）の一部を次のように改正する。

様式第 2 号中

「

教材を使用する領域名

」を

「

教材を使用する教科等

」に改める。

様式第 5 号中

「

(第42条第1項第1号(児童生徒数)による報告書)

」を

「

(第41条第1項による報告書)

」に改める。

様式第6号中

「

(第42条第2項及び第5項第4号による報告書)

」を

「

(第41条第2項及び第5項第4号による報告書)

」に改める。

様式第7号中

「

(第42条第4項による報告書)

」を

「

(第41条第4項による報告書)

」に改める。

様式第8号中

「

(第42条第5項第1号,第2号及び第3号による報告書)

」を

「

(第41条第5項第1号から第3号までによる報告書)

」に改める。

様式第9号中

「

(第42条第5項第5号による報告書)

」を

「

(第41条第5項第5号による報告書)

」に改める。

附 則

この告示は、平成23年11月22日から施行する。